

第3四半期分

大阪港湾局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	南港C6・7岸壁保安対策設備(赤外線センサー等)修繕	通信用機器	NECネットエスアイ株式会社	¥1,465,750	R4.11.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

令和4年10月21日

経営改革課長 様

防災・海上保全担当課長

随意契約理由書

次のとおり随意契約を依頼します。

1 案件名称

南港C6・7岸壁保安対策設備（赤外線センサー等） 修繕

2 契約の相手方

NECネットエスアイ株式会社

3 随意契約理由

本件は、「海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）」の改正に伴い、制定された「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく港湾保安対策にかかる対応設備について、一部のフェンスセンサーに異常が発生しているため、修繕を行うものである。

南港C6・7岸壁埠頭保安対策設備は、365日24時間実施している重要国際埠頭施設警備業務に使用しており、設備の不具合を現状のまま放置していると、保安対策上の不測の有事が発生した場合の対応が滞るなど、警備業務に支障をきたすため、修繕を行う必要がある。

本件実施にあたっては、上記法令に基づいて国土交通省より承認を受けている保安規程においても秘密情報を取扱う者は、最小限に留めることを求められており、監視カメラの配置やシステム構築内容等の保安対策上の秘密について情報漏洩を防止する秘密保全に関する必要な規則・体制を確実に有する事業者を選定する必要がある。

南港C6・7岸壁の埠頭保安設備は上記業者が設計製作、統括制御システムを組み込んで整備し、統括制御システムと各設備を連動して機能させることにより、確実な保安対策を実施している。

よって製作者である上記業者だけが保安設備の本体構造及びシステム全体を把握した上で、安全性を確保した調整及び修繕等を的確に行えるものであり、性能について責任の一貫性にもつながる。

以上のことから、本件を実施可能な業者は、当該設備を製作した上記業者のみであるため、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課（防災保安）